

令和6年度に実施する 防災気象情報の改善

令和6年5月
仙台管区气象台

目次

1. 線状降水帯の予測精度向上に向けた取組

(気象情報の改善:半日前・県単位で予測)

⇒令和6年5月28日 実施

2. 洪水警報・注意報の暫定基準廃止 (2河川)

⇒令和6年5月23日 実施

3. 高潮警報・注意報の暫定基準廃止 (2市町)

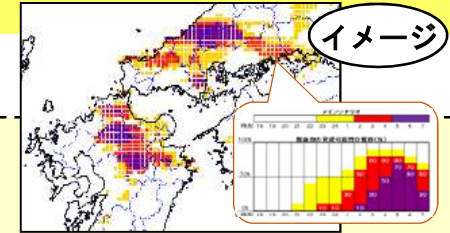
⇒令和6年5月23日 実施

4. 洪水警報・注意報の基準の見直し (23市町村)

⇒令和6年5月23日 実施

1-① 線状降水帯の予測精度向上に向けた取組(情報の改善)

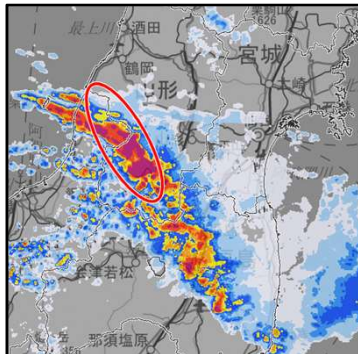
気象台は、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から気象情報に「線状降水帯」というキーワードを使って地方単位で呼びかけていますが、令和6年5月28日からは、府県単位に絞り込んで呼びかけます。



【線状降水帯に関する2つの情報の改善】

令和3年(2021年)

線状降水帯の発生を知らせる情報「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」(6月提供開始)



気象庁ホームページの「雨雲の動き」や「今後の雨」に、線状降水帯の雨域を楕円で表示

線状降水帯による大雨の可能性を知らせる情報 (宮城県気象情報)

今回の情報の改善

令和4年(2022年)～

広域で半日程度前から予測し、宮城県気象情報等で呼びかけ(6月提供開始)

令和6年(2024年)～

県単位で半日程度前から予測し、宮城県気象情報等で呼びかけ(5月提供開始)

令和11年(2029年)

市町村単位で危険度の把握が可能な危険度分布形式の情報を半日程度前から提供

線状降水帯による大雨の可能性を知らせる

「明るいうちから早めの避難」… 段階的に対象地域を狭めていく

線状降水帯の発生を知らせる情報 (顕著な大雨に関する宮城県気象情報)

令和5年(2023年)～

最大30分程度前倒しで発表(5月提供開始)

令和8年(2026年)～

2～3時間前を目標に発表

線状降水帯の雨域を表示

「迫りくる危険から直ちに避難」… 段階的に情報の発表を早めていく

顕著な大雨に関する宮城県気象情報 第〇号
令和〇年〇月〇日〇時〇分 仙台管区気象台発表

宮城県では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討

国民ひとりひとりに危機感を伝え、防災対応につなげていく

1-② 令和6年に開始する府県単位での呼びかけ(地方・府県気象情報)

【現在】広域での呼びかけ

【東北地方気象情報】

大雨に関する東北地方気象情報 第X号
令和X年X月X日XX時XX分 仙台管区気象台発表

<見出し>

東北地方では、○日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります。

<本文>

… (中略) …

【宮城県気象情報】

大雨に関する宮城県気象情報 第X号
令和X年X月X日XX時XX分 仙台管区気象台発表

<見出し>

東北地方では、○日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります。

<本文>

… (中略) …



対象地域を各県に
絞り込んで発表

【令和6年5月28日～】県単位での呼びかけ

【東北地方気象情報】

大雨に関する東北地方気象情報 第X号
令和X年X月X日XX時XX分 仙台管区気象台発表

<見出し>

宮城県では、○日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります。

<本文>

… (中略) …

【宮城県気象情報】

大雨に関する宮城県気象情報 第X号
令和X年X月X日XX時XX分 仙台管区気象台発表

<見出し>

宮城県では、○日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります。

<本文>

… (中略) …

対象ではない県では、府県気象情報で呼びかけない。



対象地域を絞り込むことで、より「我がこと感」を持っていただく

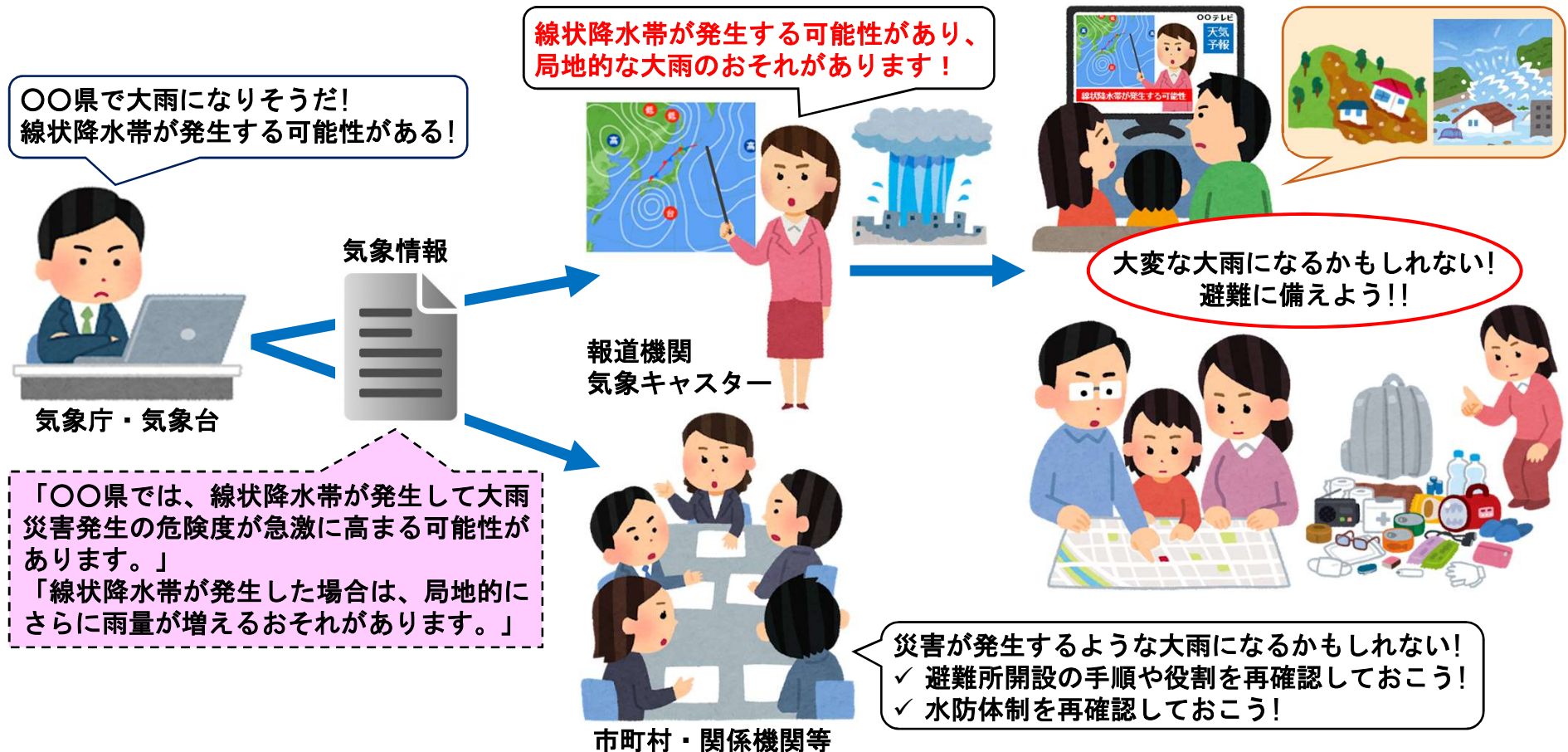
1-③

呼びかけが行われたときは

この呼びかけは、線状降水帯が発生すると大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、**心構えを一段高めていただく**ことを目的としています。

市町村防災担当の皆様には、**避難所開設の手順や水防体制の再確認等、大雨災害に備えていただく**ことが考えられます。

住民の皆様には、大雨災害に対する危機感をもっていただき、ハザードマップや避難所、避難経路の確認等を行っていただくことが考えられます。



2 洪水警報・注意報の暫定基準廃止 (令和6年5月23日)

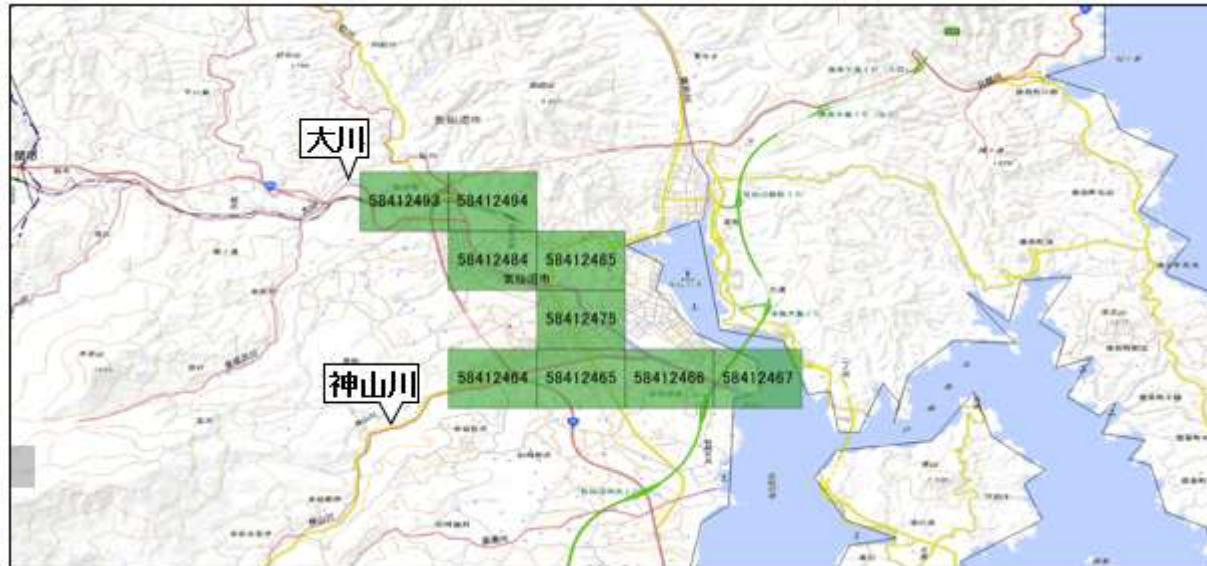
平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震と津波に伴う堤防や排水施設等の被害を考慮し、平成23年3月30日から暫定基準により洪水警報・注意報を運用し、以後、河川復旧工事の進捗状況に合わせて暫定基準を順次見直してきました。

今般、暫定基準を継続していた**気仙沼市の大川、神山川**について、令和6年3月末までに**復旧工事が完了したため暫定基準を廃止**しました。

これにより県内全ての河川が通常基準で運用しています。

暫定基準を廃止する市町村と河川は次のとおり

気仙沼市 大川、神山川



■ 暫定基準を廃止する気仙沼市大川及び神山川の1キロ格子。

※平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波により甚大な被害が発生した市町村を対象に、堤防や排水施設等の被害を考慮し、洪水警報・注意報は、平成23年3月30日に通常基準から引き下げた暫定基準による運用を開始した。

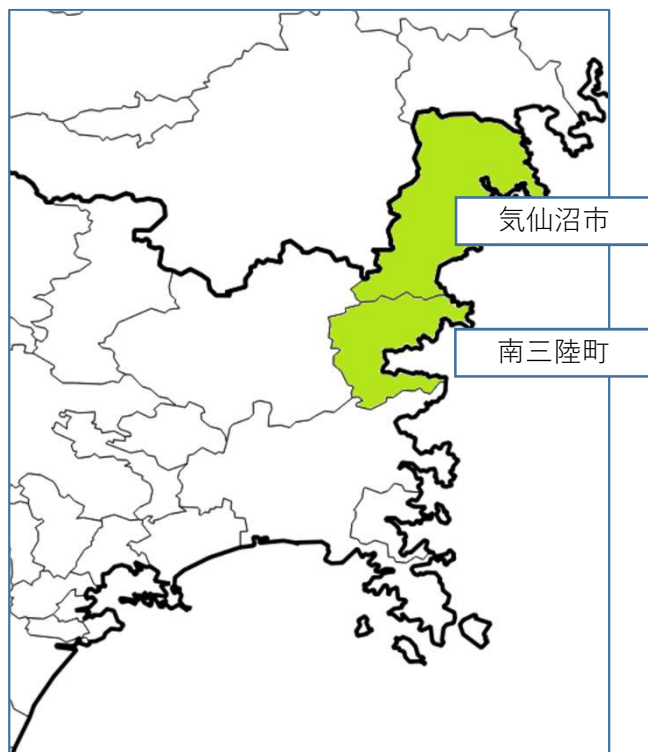
暫定基準の変更や廃止は、令和元年5月29日までは二次細分区域(市町村等)ごとに行っていたが、令和2年以降は、河川復旧工事の進捗状況に合わせて、水害に対する脆弱性が元の状態に戻っていない地域に限定することとし、1キロ格子単位で設定していた。

3 高潮警報・注意報の暫定基準の廃止 (令和6年5月23日)

気仙沼市、南三陸町の防潮施設が復旧状況から、
暫定基準を廃止し新たな通常基準を設定しました。

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波による防潮施設の被害等により、高潮に対して脆弱となっていた気仙沼市と南三陸町について、高潮警報・注意報を暫定的に引き下げた“暫定基準”で運用してきました。令和6年3月までに防潮施設の復旧が完了したことから暫定基準を廃止し、新たな基準（通常基準）で運用を開始しています。

今回の措置により、宮城県内のすべての市町村の高潮警報・注意報は通常基準で運用しています。



市町村	警報(潮位:m)		注意報(潮位:m)	
	通常基準	暫定基準	通常基準	暫定基準
気仙沼市	1.2	1.1	0.9	0.8
南三陸町	1.2	1.1	0.9	0.8

防潮施設の計画高潮位をもとに新たな基準を設定しています。

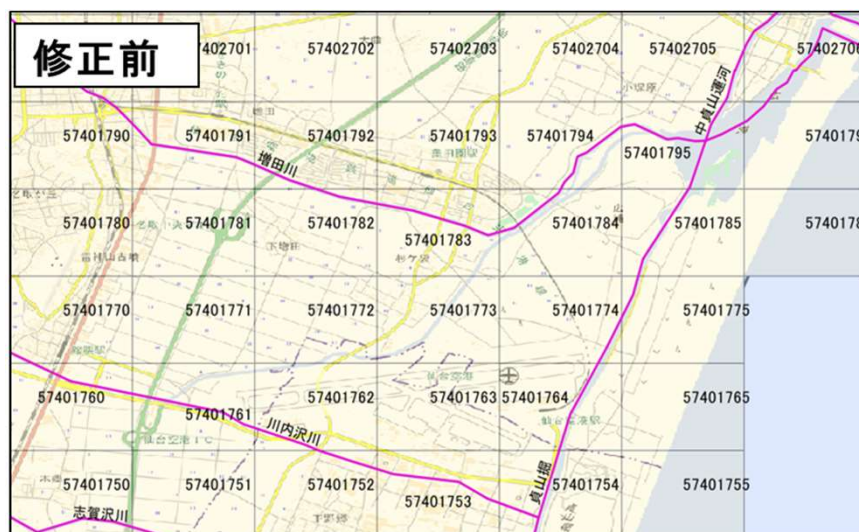
4

洪水警報・注意報の基準見直し（令和6年5月23日）

洪水キキクルの流路を実態に合わせて修正したため、県内すべての洪水警報・注意報の基準を見直し、**一部の市町村の洪水警報・注意報の基準を変更**しました。

洪水警報・注意報の発表基準を**変更した市町村等**

仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、大河原町、柴田町、丸森町、山元町、松島町、利府町、大和町、大衡村、加美町、涌谷町、美里町（計 23市町村）



キキクルの流路修正例（図は名取市を流れる川内沢放水路）
河川整備の完了を受けてキキクルの流路を修正。

流路を修正した場合、修正した河川及びその周辺の河川では、修正の前後で雨水の流下状況が変化するため算出される流域雨量指数値も変わる。このため、流路修正後に再計算した1991年以降の同指数と災害の関係をもとに全河川の基準を見直した結果、23市町村の基準を変更することとなった。

なお、基準変更の前後で、災害捕捉率・警報発表回数とはともに同程度である（県内平均）。